

# 一時保護所第三者評価（結果） 広島県東部こども家庭センター

## I 子ども本位の養育・支援

### 1 子どもの権利保障 (1) 権利保障 ①子どもの権利に関する説明

評価

#### 【No. 1】 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

c

#### 1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか

c

子どもの権利を説明するツールを作成・活用している

日常生活の中で伝える取組をしている

△

#### 1-2 子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか

c

職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している

#### コメント

子どもの権利については、具体的な説明が行われていません。また、権利侵害が行われた時の相談先や方法の説明がありません。保護開始時に子どもに渡される「一時保護所のルール」は日課について説明されているものの、パンフレットにも生活のについての禁止事項が多く、子どもが自らの権利を理解する内容となっていません。今後は、「一時保護所のしおり」に記載されることや見直しが必要です。

### 1 子どもの権利保障 (1)権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築

評価

#### 【No. 2】 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

b

#### 2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか

b

子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している

子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている

○

子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている

○

子どもから、意見等が出されている

子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある

苦情解決の体制が整備されている

#### 2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか

c

子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている

実際に子どもの意見等が反映された事例がある

#### コメント

一時保護開始とともに、一時保護担当職員、児童福祉司、児童心理司の3名がチームとなり退所まで支援が行われます。子どもの意見や要望については、個別面接や朝夕の集会で聴取され、職員間で検討し対応が行われます。しかし、子どもは、特殊な環境を含め言いにくい意見もあるかもしれません。

今後、意見箱設置や第三者委員などの外部相談対応など、子どもが意見をいいやすいしくみが必要です。

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ①保護開始に関わる説明・合意	評価
<b>【No.3】 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</b>	<b>b</b>
3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している	△
<input type="checkbox"/> 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている	△
<input type="checkbox"/> 一時保護所での生活、注意事項を説明している（私物の取り扱いや情報交換など）	○
<input type="checkbox"/> リーフレット等のツールを作成・活用している	○
<input type="checkbox"/> 子どもにも分かる表現を用いて、具体的に説明をしている	○
3-2 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 不服申し立ての方法等について、保護者に説明している	○
<input type="checkbox"/> 不服申し立ての方法について記載した説明用のツールがある	△
<b>コメント</b> 保護開始時は、児童福祉司が一時保護の理由や目的について説明が行われます。一時保護所の生活や建物の構造については、写真を用いた説明資料が準備され、わかりやすいものとなっています。また、生活については「一時保護所のルール」を用いて説明が行われます。 現在、一時保護は緊急一時保護が全体の8割を占めており、入所時の情報が少なく初期対応に苦慮されています。また、入所の期間の見通しも難しい現状があります。 <u>不服申し立ての方法等については、一時保護決定通知書に記載されている教示に従い児童福祉司が保護者に口頭で説明されます。しかし、子どもには説明が行われていません。</u>	

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意	評価
<b>【No.4】 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</b>	<b>a</b>
4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている	○
<input type="checkbox"/> 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている	○
<input type="checkbox"/> 子どもが理解できるよう、具体的に説明している	○
<input type="checkbox"/> 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている	○
<b>コメント</b> 児童福祉司が、入手した情報は一旦、一時保護所に報告が行われます。一時保護所では、その情報について子どもに伝える必要やタイミングを考慮し、一時保護所の職員と児童福祉司が同席し子どもに伝えられています。	

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意	評価
<b>【No.5】 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</b>	<b>a</b>
5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認しているか	○
5-2 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している	○

<input type="checkbox"/> 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について検討している	○
5-3 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	a
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	○
5-4 一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか	a
<input type="checkbox"/> 里親委託や施設入所等への移行の必要性を説明している	○
5-5 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	a
<input type="checkbox"/> 移動先となる施設や里親との交流の機会をつくっている	○
<input type="checkbox"/> 施設見学、事前面接、パンフレット等の提供が行われている	○
<p>コメント</p> <p>一時保護の解除にあたり、一時保護所の担当と児童福祉司が子どもの意向を聞いています。また、解除を子どもへ伝える時期は、出来るだけ早めに伝えられ、理解を得るよう配慮されています。施設や里親へ移行する場合は、一時保護所職員も同行し、一時保護所での子どもの生活の様子や行動特性等が直接伝えられます。</p> <p>また、移行については、出来るだけ子どもの不安や心配のないよう配慮され、移行後も面会や行事の際に訪問するなど、子どもの気持ちに添ったアフターケアに努めています。</p>	

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意 評価

**【No.6】 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか** b

6-1 子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか	b
<input type="checkbox"/> 幼保職員への SOS の出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させている	△
6-2 一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	a
<input type="checkbox"/> 一時保護解除後の相談や支援について説明している	○
<input type="checkbox"/> 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある	△

<p>コメント</p> <p>退所後の相談や SOS については、児童福祉司が説明を行います。家庭復帰の場合は、退所後の相談先や SOS の方法について伝えます。施設入所や里親に委託する場合はオレンジノート（子どもの権利ノート）渡して説明が行われます。</p>	
--	--

1 子どもの権利保障 (3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限 評価

**【No.7】 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか** b

7-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか	b
<input type="checkbox"/> 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている	△
<input type="checkbox"/> 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている	○
<input type="checkbox"/> 個別処遇を行う場合には、むやみに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの身体的自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない	○
7-2 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子	a

どもや保護者に説明しているか		
<input type="checkbox"/>	子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なかを時間をかけて納得が得られるように努めている	○
7-3 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか		c
<input type="checkbox"/>	制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある	
7-4 外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子供について、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか		a
<input type="checkbox"/>	制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている	△
コメント		
<p>一時保護中の外出、通学、通信、面会、行動等については、受理会議で検討され、必要な制限が決定されます。その制限については、入所時に説明されますが、通学の支援は困難な状況です。しかし、一時保護が長期になる場合には、事情に応じて里親への一時保護委託等による通学の支援が検討されます。</p>		

1 子どもの権利保障 (4)被措置児童等虐待防止

評価

**【No. 8】 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか**

b

8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか		c
<input type="checkbox"/>	しおり等に、どういった場合に、どこに相談・連絡したらよいか記載されている	
8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている	
<input type="checkbox"/>	子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等）	○
<input type="checkbox"/>	事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止策）	○
8-3 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか		b
<input type="checkbox"/>	職員研修等が実施されている	○
<input type="checkbox"/>	虐待防止のための組織運営面での取組みが行われている	
コメント		
<p>入所時、困ったことがあったら相談するように伝えられています。入所後は、一時保護担当職員、児童福祉司、児童心理司法士の3名のチーム職員による聞き取りや行動観察が行われます。しかし、入所時の説明に用いる「一時保護のルール」には、<u>被措置児童等虐待についての相談、通告等の記載はありません。</u></p> <p>過去に職員による不適切な対応があったことから、日頃、職員同士で話し合っただけで対応が行われます。対応困難な場合は話し合い、代替案を提案するなど被措置児童等虐待につながらないよう努めています。その他、研修に参加したり、リスクのある事案について課内会議等で検討するなど適切な対応に努めています。</p>		

1 子どもの権利保障 (5) 子ども同士の暴力等の防止	評価
<b>【No.9】 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか</b>	b
9-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか	b
<input type="checkbox"/> しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいか記載されている	
9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか	b
<input type="checkbox"/> 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている	
9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか	b
<input type="checkbox"/> 職員研修等が実施されている	△
<input type="checkbox"/> 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組が行われている	△
<b>コメント</b> 「一時保護所のルール」には、子ども同士での暴力等については記載されていません。しかし、暴力は犯罪であり禁止事項であることは、日常の些細なケンカがあった時になど伝えられています。対応については、子ども同士の話をよく聞いて仲直りさせるよう取り組んでいます。また、子どもには「大切な『境界線』の話により、子どもが安心して生活するための話が伝えられています。	

1 子どもの権利保障 (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ① 思想や信教の自由の保障	評価
<b>【No.10】 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか</b>	b
10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	b
<input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある	△
<input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについて、どのような対応を行うかが検討されている	△
<input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている	△
<b>コメント</b> 生活習慣の違いなど、異文化圏の子どもの対応について規定は設けられていません。多くの事例はないものの、過去に宗教上の理由から鶏肉が食べられない子どもへの対応が行われました。	

1 子どもの権利保障 (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ② 性的なアイデンティティへの配慮	評価
<b>【No.11】 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか</b>	b
11-1 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	c
<input type="checkbox"/> 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入について、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性)	
<input type="checkbox"/> 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている	△
<b>コメント</b> LGBT等性的なアイデンティティに配慮が必要な子どもの入所はありますが、対応についての規定はありません。現在は、子どもが身体の性と異なるトイレや浴室の利用希望があった場合の対応は困難な状況です。しかし、近く新築予定の一時保護所には特室を設けるなど対応できるよう計画されています。	

## 【No.12】 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか

a

## 12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか

b

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している                       | ○ |
| <input type="checkbox"/> 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている | △ |
| <input type="checkbox"/> 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている  | △ |

## 12-2 子どもへの接し方、対応は適切であるか

b

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> すべての子どもに対して、公平に接している                                      | ○ |
| <input type="checkbox"/> 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している                              | ○ |
| <input type="checkbox"/> 不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等）                 | △ |
| <input type="checkbox"/> 子どもの呼称には敬称をつけている  | △ |
| <input type="checkbox"/> 集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由や家庭的な雰囲気）を大切にしている |   |
| <input type="checkbox"/> 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮して対応している          | △ |

## 12-3 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか

b

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 子どもにとって安心できる距離で関わっている  | △ |
| <input type="checkbox"/> 「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等） | ○ |
| <input type="checkbox"/> 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている                                 | ○ |

## 12-4 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか

b

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している            | ○ |
| <input type="checkbox"/> 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている                           | ○ |
| <input type="checkbox"/> 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している | ○ |

## 12-5 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか

b

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組みが行われている   |   |
| <input type="checkbox"/> 子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている | ○ |

## コメント

一時保護の受入れの可否は、受理会議で他児への影響も勘案して検討されます。また、精神的な症状によって暴力や感情のコントロールが困難な子どもや、重度の肢体不自由については、一時保護所で適切な支援が困難な場合等、医療機関（児童精神科）、里親や児童福祉施設（療育施設等）への委託が検討されます。

緊急一時保護は、子どもの状況が十分に把握できないこともあり、入所後の判断になることがあります。子どもへ関わる職員は、同性職員が基本とされています。かつ、職員は「境界線」を守った対応に努めています。また、子どもが安心して暮らせるよう、ハンカチやぬいぐるみ等を自室に保管するなどの配慮が行われています。

このように、子どもが安全・安心・信頼を感じられるよう親しみのある支援に努めています。しかし、親しみやすいとされる対応が子どもの権利や尊厳を重んじた適切な支援とはいえない場面が見受けられます。

子どもの呼称は、名のみを敬称をつけずに呼ぶことが多いようです。一方職員は、姓に「先生」をつけて呼ばれています。呼称は、関係性を築く要素であると考えます。子どもの尊厳を重んじる呼称と職員の呼び方について職員間でよく検討してください。

また、いたずらをした子どもに対して、安易に子どもの頭を軽く叩く場面もみられました。子どもの行動に対しては、発達段階や行動の意味をよく考えて、適切に対応することが必要です。暴力を想起させる行為は、それを見た子どもを傷つける可能性もあります。安心と安全が保障された対応についてさらに検討が必要です。

プライバシー保護マニュアルが整備されていません。「境界線」を守ることなど、現在実施されていることがらを基に、子どものプライバシーと尊厳を守る対応について基本となる手順を定めることが望まれます。

2 養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり ② エンパワメントにつながるケア		評価
<b>【No.13】 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか</b>		<b>b</b>
13-1「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 全体に対して伝えている		△
<input type="checkbox"/> 個々の子どもに伝えている		○
13-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 子どもが主体的に活動できる場面をつくっている		○
<input type="checkbox"/> 子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている		△
コメント		
朝夕の集会を利用し、あなたが大切ということは、他者を大切にする事と伝えています。また、個別面接のなかでは、子どもへ大切な存在であることが伝えられているようです。子どもの自由時間は外遊び（園庭でキャッチボール自転車）を希望する場合が多く、おもちゃは自由に使え、プラレール、ままごと、ぬりえ、マンガを読んだりされています。また、折り紙等の創作活動に力を入れています。		
【参照No.2】 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか		

2 養育・支援の基本 (2) 子どもからの聴き取り等に関する配慮		評価
<b>【No.14】 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか</b>		<b>b</b>
14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか		<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している		○
<input type="checkbox"/> 子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている		○
<input type="checkbox"/> 警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている		△
<input type="checkbox"/> 聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している		△
<input type="checkbox"/> 職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している		△
14-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している		○
コメント		

子どもの生活歴は、主に児童福祉司により聴き取られます。その情報は、パソコンのネットワークシステムによって共有されます。警察等からの事情聴取等は、便宜供与依頼に基づいて行われ、原則として一時保護所の職員が同席されています。聴取時間は年齢×5分を目安にするよう合意されています。面接技法についての研修はありません。司法面接の研修の内容を参考にして実施されています。

## II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備 (1) 設備運営基準の遵守	評価
<b>【No.15】 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか</b>	<b>a</b>
15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○
15-2 開放的環境における対応が可能となっているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 一時保護所内での開放的環境が確保されている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている	△
15-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 一人あたりの居室面積が基準以上となっている	○
<input type="checkbox"/> 居室定員の上限を超えていない	○
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている	△
15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている	△
<b>コメント</b> 今年度は定員16名を超え最高19名となった時がありましたが、居室の調整が行われ、廊下等の使用はありません。また、男女別の居住区分けについては、就寝後にシャッターが下ろされます。しかし、テレビや食事を行う共有スペースが女子の部屋の前となっています。居室についてはプライバシーに配慮され、一時保護所の玄関は通常施錠は行われず開放的な環境となっています。 一時保護所は、商業施設や住宅街に面しており、植栽等がありますが、外から見える状況にあります。そのため、窓はカーテンが下ろされ部屋から外が見えづらい状況です。立地上仕方のないことですが、今後の工夫が望まれます。	

1 適切な施設・環境整備 (2) 個別性の尊重	評価
<b>【No.16】 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか</b>	<b>b</b>
16-1 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている	○
<input type="checkbox"/> 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている	○
<input type="checkbox"/> 私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している	
<input type="checkbox"/> 頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている	○
16-2 必要な子供に対し、個室を提供できる環境があるか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> できるだけ個室で生活できるよう調整している	○



コメント

日課に沿って平日の午後、土日は自由時間が設定され、ゲームや子どもが希望する遊びなどが行われています。また、私服は着用せず、黒染が基準であり、ピアス、アイプチ等は禁止となっています。 私服の着用や染髪等については、年齢に応じた対応が期待されます。

1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備

評価

【No.17】 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

b

17-1 安心して生活できる環境が確保されているか

a

外部からの視線に対する配慮が行われている

○

17-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか

a

毎日清掃している

○

汚れが目立ったときに、美化に務めている

○

定期的に害虫駆除等の対策をしている

○

音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている

不適切な点があった時に改善している

○

17-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか

b

身体的にリラックスできる空間や設備がある

△

みんなが集まるリビングがある

○

17-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか

a

生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている

○

17-5 必要な修繕等が行われているか

b

壁の破損、窓の破損など危険箇所がない

○

破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制 予算が確保されている

△

17-6 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか

b

閉塞感がない

△

植栽等を利用して景色に配慮している

△

コメント

周囲にホームセンター等の商業施設が建ち並び、保護棟は、住宅街に面しており外部から見やすい立地となっています。そのため、植栽やマジックミラーなどを用いて外部からの視線に対する配慮が行われています。外部からの視線を気にしてか、昼間居室や食堂にカーテンがかかっているなどは、やや閉鎖的な印象があります。

また、共有スペースの壁面にはにぎやかな飾りや掲示物が多くあります。掲示物には禁止事項が多くみられるなど、家庭的で落ち着いているとは言いにくい環境にあります。この点は工夫が望まれます。

清掃は、日課のなかで子どもと職員とが一緒に行われます。トイレと洗面所は業者に委託されています。修繕等が必要な場合は、適宜担当課に連絡し早期の対応に努めています。しかし、自転車が修理されないままになっているなど対応の遅れも見受けられます。

## 2 管理者の責務

評価

### 【No.18】 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

b

#### 18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか

b

管理者の役割と責任が明確になっている

○

管理者の役割と責任が、職員に周知されている

○

職員との信頼関係ができている

△

#### 18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか

a

一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている

○

リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている

○

#### 18-3 スーパーバイズができているか

b

管理者が、相談支援担当と同程度以上のSV研修を受けている

△

管理者によるSVが行われている

○

管理者によるSVを行う仕組みがある

○

#### コメント

一時保護所の管理は、一時保護課長がその責任を担っています。管理者の役割と責任は事務分担表にて明記されています。一時保護課長は保護所の業務の経験は浅いものの、他の経験を生かして職員のスーパーバイズ及び業務マニュアルの整備の見直しなどに積極的に取り組まれています。

また、今後予定される一時保護所の新築については、子どもの生活を最優先とした設計の検討に取り組まれています。職員一人ひとりに対するSVについては、目標を定め、年に2回目標の妥当性や達成状況を評価するしくみがあります。

## 3 適切な職員体制（1）設備運営基準の遵守

評価

### 【No.19】 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

a

#### 19-1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか

b

児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている

○

定員数等に応じた、職員数が確保されている

○

保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている

○

各時間帯に必要な職員が配置されている

△

#### コメント

児童養護施設最低基準に基づいた職員体制となっています。しかし、幼児から高校年齢までの異年齢、性別、障がい等に配慮した入浴支援等、時間帯によっては必要な職員数が不足しています。

3 適切な職員体制（2）職員の適正配置		評価
<b>[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか</b>		<b>b</b>
20-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか		<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されているか		○
<input type="checkbox"/> 保健師・看護師の役割が明確にされている		
<input type="checkbox"/> 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている		○
20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか		<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている		
<input type="checkbox"/> 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている		○
<input type="checkbox"/> SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）		△
20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか		<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある		○
<input type="checkbox"/> 適切にスーパービジョンがなされている		△
<input type="checkbox"/> 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている		△
コメント		
<p>社会福祉士、保育士、学習指導員、心理療法士、一時保護指導員（うちひとりとは定年退職後のエルダー主任）など専門職の配置が行われています。また、他課に配属されている児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等専門職員との連携が行われています。</p> <p>一時保護所での子どもの支援は、緊急一時保護や様々な課題のある子どもの対応など、専門性の高いスキルが求められます。各職員の専門性をより発揮できる仕組みと「一時保護ガイドライン」が示すケア・アセスメントに基づく支援の充実が望まれます。</p>		

3 適切な職員体制（3）情報管理		評価
<b>[No.21] 情報管理が適切に行われているか</b>		<b>a</b>
21-1 個人情報適切に取り扱われているか		<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 個人情報に関わる書類が放置されていない		○
<input type="checkbox"/> 個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている		○
<input type="checkbox"/> 職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している		○
<input type="checkbox"/> 個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている		○
<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある		
21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか		<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている		○
<input type="checkbox"/> 重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理〇配慮が行えてる		○
21-3 書類や記録等が適切に管理/更新されているか		<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 書類や記録等が適切に管理されている		○
<input type="checkbox"/> 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている		○

21-4 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか	a
<input type="checkbox"/> 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている	○
21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか	a
<input type="checkbox"/> 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている	○
<input type="checkbox"/> 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている	○
コメント	
県の文書管理規定等に基づいた適切な管理や対応が行われています。	

### 3 適切な職員体制（４）職員の専門性向上の取組

評価

#### [No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

b

22-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか

c

児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研等が実施されている

22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか

b

計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない）

△

研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている

○

所内研修の他、派遣研修も実施されている（派遣研修のための予算が確保されている）

○

研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている

○

22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか

b

職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている

○

職員のレベルに応じた達成水準が定められている

○

個人ごとの「研修実績ファイル」がつくられ、研修歴がわかるようになっている

△

22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか

b

OJT を意識的に行っている

△

新任・転任者に重点的に OJT を行う職員を決めるなどの工夫がなされている

コメント

職員は支援に必要なテーマや経験年数等に応じた研修へ参加されています。また、毎月課内研修が行われ、研修には、他課の協力もあります。職員一人ひとりについては、広島県が定める目標管理制度に基づく評価のしくみがあります。

しかし、一時保護所の職員としてのスキルアップを図る取り組みは十分ではありません。OJT についても児童福祉分野における支援の専門性と一時保護所での支援の特性に対する専門的な知見に基づく指導が望まれます。

### 3 適切な職員体制（４）職員の専門性の向上の取組

評価

#### [No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

a

23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか

a

申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある

○

職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある

○

<input type="checkbox"/> 申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時などに配慮されている	○
<b>23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている	○
<input type="checkbox"/> 必要な情報が共有されている	○
<b>コメント</b> 朝夕の引き継ぎの他、緊急一時保護、その他必要な場合、随時情報の共有が行われています。また、夜間指導員への引継ぎでは、一人ひとりの子どもの日中の様子と必要な支援が伝えられます。子どもの様子はパソコン上の児童記録に記載されネットワークシステムを利用して、児童福祉司や児童心理司とも共有されます。	

3 適切な職員体制（5）児童福祉司との連携

評価

<b>[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか</b>	<b>a</b>
<b>24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている	○
<b>24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある	○
<input type="checkbox"/> 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある	○
<b>コメント</b> 入所時から、子どもの支援は、一時保護担当職員、児童福祉司、児童心理司の3名の職員がチームとなり、退所まで支援が行われます。また、入所中の子どもの支援は、一人ひとりの子どもの特徴に合わせ、一時保護所全体で共有しながら行われています。チームは、一時保護所の生活の様子や相談部門の情報を共有し、判定会議にむけ適切な資料の情報となるよう努めています。	

3 適切な職員体制（6）職場環境

評価

<b>[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか</b>	<b>a</b>
<b>25-1 適正な就業状況が確保されているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 労務管理体制が構築されている	○
<input type="checkbox"/> 時間外労働や休暇取得などが適切に行われている	○
<b>25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> メンタルヘルスに関する取り組みが行われている	○
<input type="checkbox"/> ハラスメントの防止策・対応策などの取り組みが行われている	○
<input type="checkbox"/> 希望があれば、職員が相談できる体制がある	○
<b>コメント</b> 広島県職員として、県の就業規則に基づいた労務管理が行われています。メンタルヘルスやハラスメントについての相談窓口もあり、希望に応じて相談対応が可能な環境にあります。24時間稼働しており、夜間の緊急な出勤もある職場ですが、職員ひとりあたりの時間外勤務が多くなるよう工夫されています。 しかし、事務所等の環境がよくありません。今後、新築の一時保護所に期待します。	

4 関係機関との連携（1）医療機関との連携		評価
<b>[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか</b>		a
26-1 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面でかかわっている	○
<input type="checkbox"/>	治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている	○
26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか		a
<input type="checkbox"/>	必要性を感じた職員が必要なときに「提案」ができる仕組みがある	○
コメント		
医療機関との連携は、必要に応じて適切に行われています。有症状時には近医を受診するか、西部こども家庭センターの医監に相談して、子どもを担当するチームで対応されます。子どもの受診には、一時保護所の職員の他、必要に応じて児童福祉司も同行されています。服薬管理は服薬中の子どもごとに個票を作成し、飲み間違いや飲み忘れがないよう複数職員によるチェックを行い確実な服薬を支援されています。		

4 関係機関との連携（2）警察署との連携		評価
<b>[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか</b>		b
27-1 警察署との連携が日頃から行われているか		b
<input type="checkbox"/>	警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている	△
<input type="checkbox"/>	無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある	△
27-2 警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか		a
<input type="checkbox"/>	面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている	○
27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケートを行っている	○
コメント		
緊急時や子どもの無断外出時の説明書があります。しかし、わかりやすいチャートやマニュアルは作成されていません。警察や司法機関への面接の際には、アドボケートの目的で職員が同席されています。		

4 関係機関との連携（3）施設・里親等との連携		評価
<b>[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか</b>		a
28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか		a
<input type="checkbox"/>	移行する施設や里親との情報の共有が行われている	○
<input type="checkbox"/>	子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの意見や不安などを聞き、必要な支援を行っている	○
<input type="checkbox"/>	移行後の児童福祉司や保護所の関りについて説明している	○

コメント
<p>移行についての子どもへの説明は児童福祉司により行われます。一時保護所では、移行前の施設見学等へ同行し、子どもの不安を受け止め意見を聴きます。また、支援が円滑に引き継がれるよう子どもの様子を移行先に説明されています。</p> <p>【参照No.5】 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</p> <p>5-5 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか</p>

4 関係機関との連携（４）その他の機関との連携	評価
<b>[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか</b>	<b>a</b>
<b>29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 必要な関係機関との連携実績がある	○
<input type="checkbox"/> 各関係機関との連携の内容や方法が明確になっている	
<input type="checkbox"/> その内容に基づき、連携が行われている	○
<input type="checkbox"/> 一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている	○
<b>29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている	○
<input type="checkbox"/> 情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている	○
コメント	
<p>医療、学校などのコーディネートや会議の参加は児童福祉司が行います。その他、子どもの生活状況等に関する情報は、一時保護所職員から必要に応じて提供されています。</p>	

Ⅲ 一時保護所の運営	
1 一時保護の目的	評価
<b>[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか</b>	<b>s</b>
<b>30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか</b>	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 掲示や配布などにより、理念・基本方針の職員への周知が図られている	△
<b>30-2 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 理念・基本方針が策定されている	○
<input type="checkbox"/> 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている	○
コメント	
<p>一時保護所の建て替えを機に一時保護所の「理念」が検討され、「子どもが自分の気持ちや考えを自由に表現でき、一人一人が大事にされていると感じられる居場所」と決まりました。このことにより、東部子ども家庭センターでは、「自分を大切な存在と感ずることのできる一時保護所」を目指しています。</p> <p>一時保護所における「理念」の策定は、全国でも例を見ないと思います。これから、一時保護所の第三者評価の受審とともに全国へ波及する第一歩と考えます。今後、この「理念」の達成にむけ指針の作成や職員の取り組みに期待されます。</p>	

[参照 No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組も含めて、適正な人員配置や育成についての課題について

2 一時保護所の運営計画等の策定		評価
<b>[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか</b>		<b>c</b>
31-1 事業計画が策定されているか		<b>c</b>
<input type="checkbox"/> 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている		
<input type="checkbox"/> 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている		△
31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか		<b>c</b>
<input type="checkbox"/> 事業計画に基づき、取組みが実施されている		
31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか		<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている		△
<input type="checkbox"/> 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている		△
<input type="checkbox"/> 評価を行いやすいよう、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている		△
31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか		<b>c</b>
<input type="checkbox"/> 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある		
<p>コメント</p> <p>事業計画に準ずるものとして、広島県が実施する部署における「工程表」や「個人の目標シート」などがあります。年間の目標が決められ、前後期に評価が行われます。例えば、一時保護所の事業計画として想定される項目としては、①今後の保護児童数②保護した子どもの支援ニーズ③施設環境④職員のスキルアップ⑤運営体制の強化などが考えられます。</p> <p>今後は、国が示す「新しい社会的養育ビジョン」を目標とした中長期計画の策定や年間の季節に応じた行事の計画の策定や献立への反映に期待されます。</p> <p>[参照 No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組も含めて、適正な人員配置や育成についての課題について</p>		

3 一時保護所の在り方		評価
<b>[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか</b>		<b>a</b>
32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか		<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている		△
<input type="checkbox"/> 必要に応じて、専門医の診察を受診させている		○
<input type="checkbox"/> 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている		○
<input type="checkbox"/> 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている		△
<input type="checkbox"/> 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている		△
32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか		<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 子どもに対して必要な説明が行われている		○
<input type="checkbox"/> 子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている		○



コメント

入所にあたっての健康診断は速やかに行われています。入所後は体調の変化を観察し、子どもの訴えに応じて受診を支援されます。入所期間については定めがなく、それぞれの一時保護の背景により異なります。一時保護の期間はできる限り短くなるようケースワークを進めなければなりません。基本的な入所期間を示すことは、子どもが一時保護所内での生活に見通しを持ち安心して過ごしやすいと考えます。

そのためには、入所後の標準のケースワークを時系列に定め、子どもにわかるよう説明するなどの対応が必要です。通常の一時保護を含め対応は出来ていますが、職員の一連の流れを示すチャートの作成を期待されます。（制限等含）

参考 [No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

評価

4 一時保護所における保護の内容（1）生活面のケア

<b>[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか</b>	<b>b</b>
<b>33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面で生活面のケアを行っているか</b>	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている	○
<input type="checkbox"/> 健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）	△
<input type="checkbox"/> 幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している	○
<input type="checkbox"/> 精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている	△
<b>33-2 日課構成は適切か</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じた、日課が構成されている	△
<input type="checkbox"/> 入浴の回数は適切である	○
<input type="checkbox"/> 子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	○
<b>33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている	○

コメント

入所事由や年齢など、それぞれの子どもの違いに配慮した日課が工夫されています。心理的に不安定な子どもには、職員が話を聴いたり、心理療法士によるリラクゼーションを行います。また、必要に応じて医監の診察が行われます。

生活の中で、身の回りのことが自分でできるよう支援が行われ、集団生活の中で、食事や洗濯、掃除等、年齢に応じた促しや支援が行われています。

4 一時保護所における保護の内容（2）レクリエーション

評価

<b>[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか</b>	<b>b</b>
<b>34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか</b>	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	△
<b>34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか</b>	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている	
<input type="checkbox"/> 一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	

34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか	a
<input type="checkbox"/> 野外活動等が行われている	○
<input type="checkbox"/> 野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組みや工夫が行われている	
34-4 遊具や備品について、定期的に点検しているか	b
<input type="checkbox"/> 遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	
<p>コメント</p> <p>毎日自由時間が設定され、運動や読書、創作活動が行われています。園庭や多目的ホールで運動遊びを行うことができます。また、週に1回は車で外に出かける「野外活動」が設定されています。遊具や備品の点検はその都度行っていますが、修理が遅れているものもあります。ボードゲームの当面の禁止、鬼ごっこのルールなど遊びについての禁止事項が多いのが気になります。遊びのルール設定について今後の検討を期待されます。</p>	

4 一時保護所における保護の内容 (3) 食事 (間食を含む)

評価

**[No.35] 食事が適切に提供されているか**

b

35-1 1 日3食の食事が提供されているか	a
<input type="checkbox"/> 1日3食の食事が、適切な時間に提供されている	○
<input type="checkbox"/> 一定期間の予定献立が作成されている	○
<input type="checkbox"/> 栄養バランスに配慮された食事が提供されている	○
<input type="checkbox"/> 嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている	○
<input type="checkbox"/> 食事時間が、最低30分は確保されている	○
<input type="checkbox"/> 定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている	○
35-2 食事の安全・衛生が確保されているか	a
<input type="checkbox"/> 食材の検収・保管が適切に行われている	○
<input type="checkbox"/> 調理時の衛生管理が徹底されている	○
<input type="checkbox"/> 厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている	○
<input type="checkbox"/> 食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている	○
<input type="checkbox"/> 調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している	○
<input type="checkbox"/> 職員等による検食が適切なタイミングで行われている	△
35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか	a
<input type="checkbox"/> アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている	○
<input type="checkbox"/> アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している	△
<input type="checkbox"/> 宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている	○
<input type="checkbox"/> 体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている	○
35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか	b
<input type="checkbox"/> 食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの嗜好調査等を行われ、子どもの嗜好等の配慮した食事が提供されている	○

<input type="checkbox"/> 適切な仕様の食器が選択されている	△
<input type="checkbox"/> 食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている	△
<input type="checkbox"/> 食堂から見えるものへの配慮がされている	△
<b>35-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか</b>	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている	△
<input type="checkbox"/> 食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている	○
<input type="checkbox"/> ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている	△
<b>コメント</b>	
<p>食事は委託業者によって調理されます。お楽しみ給食として子どもにアンケートを行い1か月に1度子どもの好きなメニューが提供されます。検食はその日の担当の職員が子どもと一緒に食事をする事で実施されています。</p> <p>アレルギーは入所時に確認され、アレルギーを除去した食事が提供されます。</p> <p>食堂が狭く食事のテンポがあわないことから、中学生以上は居室で食事をしています。移転により子どもたちが一緒に食事ができる環境が整えられることに期待されます。食事の様子からは、食堂においてもテーブルや椅子がそれぞれの子どもに合っていないために姿勢が崩れやすいようです。</p> <p>また、食堂の壁面やボードの派手な色の大きな折り紙作品や、禁止事項の多い張り紙は、外側から見る食事環境としては落ち着きにくく感じますが、この空間は子どもにとっても落ち着ける場所ともなっています。</p>	

評価

4 一時保護所における保護の内容（4）衣服

<b>[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか</b>	<b>a</b>
<b>36-1 衣服の清潔は保たれているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 洗濯の回数・方法が適切である	○
<b>36-2 衣習慣が身に付くように支援しているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 気候にあわせた衣服を着用するよう指導している	○
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている	○
<b>36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか</b>	<b>c</b>
<input type="checkbox"/> 私服を着用できるようにしている	
<input type="checkbox"/> 貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている	
<b>36-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか</b>	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 肌着を使い回していない（下着は新品を使用）	△
<input type="checkbox"/> 気候にあわせた衣服を貸与している	○
<input type="checkbox"/> 古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない	○
<input type="checkbox"/> 破損したりした場合、繕ったり交換している	○
<b>コメント</b>	
<p>私服の着用については、他児への好ましくない影響の恐れがある服装への配慮や管理上の困難から着用を禁止し、退所まで一括して預かられています。衣服は、ジャージ上下等が貸与され、下着はシャツを除いては新しいものが提供されています。ジャージに穴が開いたときにはワッペン等で繕い、子どもが納得すればそれを着用されています。</p> <p>また、子どもの持ち物等の管理は、保護者等とのトラブルにもつながりやすいことから、保管されています。しかし、子どもが私服を着用したり、気に入った持ち物を持つことは、生活の安心につながると考えます。今後の検討に期待されます。</p>	

一時保護所における保護の内容（５）睡眠

評価

**[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか**

b

37-1 就寝・起床時刻は適切か

b

発達段階に応じた睡眠時間が確保されている

△

職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）

△

37-2 睡眠環境は適切か

a

就寝時の空調温度が適切に設定されている

○

清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている

○

特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている

○

コメント

就寝は、8時に全員が入室（幼児は就寝）、消灯は9時となっています。本2冊までを持ち込み、就寝までの時間を過ごせるようになっています。規則正しい生活は、子どもの健康にとってよい影響をもたらされます。しかし、年齢や発達段階、一時保護所での制限された活動量など考慮した就寝時間を工夫することが望ましいと考えます。

4 一時保護所における保護の内容（６）健康管理

評価

**[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか**

a

38-1 子どもの健康状態が把握されているか

a

日々の子どもの健康状態を把握し、記録している

○

子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している

○

医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある

○

38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか

a

必要に応じて健康診査を受けさせている

○

体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている

○

応急の医薬品等が備え付けられている

○

診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている

○

診療に必要な「受診券」が準備されている

○

診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている

○

コメント

毎朝検温が行われ健康状態を把握されます。また、症状のあるときには医療機関を受診するほか、医師や保健師と相談して対応を行います。アレルギーや糖尿病など慢性疾患により、日ごろから支援を必要とする子どもについては、事務室内のボードに留意点が記載され、職員で共有されています。毎日の健康状態は、異常のない場合も子どものケース記録へ記載することが望まれます。

4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援

評価

**[No.39]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか**

b

39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	a
<input type="checkbox"/> 子どもの学習時間が確保されている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している	○
<input type="checkbox"/> 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している	○
<input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている	○
<input type="checkbox"/> 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身につけていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている	○
39-2 在籍校との連携が図られているか	b
<input type="checkbox"/> 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している	△
<input type="checkbox"/> 教材などを在籍校から提供してもらっている	△
<input type="checkbox"/> 在籍校の教職員が定期的に保護所に来訪している	△
39-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	b
<input type="checkbox"/> 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている	△
<input type="checkbox"/> 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている	○
<input type="checkbox"/> 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している	○

コメント

学習支援員やボランティアによる学習支援が行われています。また、一時保護所に教科書が準備され、一人ひとりの子どもの学習の理解度に合わせた教材が提供されています。在籍校によっては教職員が定期的に来所されています。通学は基本的にはできません。しかし、試験や一時保護の期間が長引く場合など、児童福祉施設や里親に委託して登校支援を行う場合があります。

「学習保証」は子どもの権利の一つです。通学に関しては、在籍校からの距離や送迎等の課題もあるなか、登校を保証できる方法として委託できる里親の開拓や児童福祉施設の積極的な活用が望まれます。

4 一時保護所における保護の内容(8)保育

評価

**[No.40]未就学児に対しては適切な保育を行っているか**

b

40-1 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	c
<input type="checkbox"/> 必要な支援を行う体制が確保されている	
<input type="checkbox"/> 必要な保育が提供されている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている	
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	○

コメント

年齢や発達段階に応じた支援は、特に幼児においては困難な状況があります。移転される一時保護所では保育スペースの確保とともに、職員の保育技術の向上に期待されます。

4 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	評価
<b>[No.41]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか</b>	<b>b</b>
41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している	○
<input type="checkbox"/> 子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している	○
<input type="checkbox"/> 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている	○
41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている	○
<input type="checkbox"/> 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	△
41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	△
<b>コメント</b> 家族等との関係調整は、児童福祉司が行い、子どもを担当する3名のチーム職員で共有されます。また、家族に対する支援について子どもに伝える時には、その時期や内容を職員間で協議され伝えられます。 <u>家族との面会を禁止する場合には、子どもに拒否してもいいことを明確に伝えることが必要です。</u>	

5 特別なケアの実施 (1)性的問題への対応	評価
<b>[No.42]子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか</b>	<b>a</b>
42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	△
42-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている	○
<input type="checkbox"/> 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教えている	○
42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 他の子どもたちと分離している	○
<input type="checkbox"/> 分離できる設備と職員体制が確保されている	○
<input type="checkbox"/> 教育・指導を改めて行っている	○
<input type="checkbox"/> 他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している	△
<input type="checkbox"/> 必要に応じて、医療機関を受診させている	○
42-4 P T S D症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている現在の状況	○
<b>コメント</b> 子どもの性的問題として、入所時の性加害・被害や一時保護中の性的問題等があります。また、他の施設で性的問題行動により、行動観察の目的で入所する場合があります。	

問題行動はなくても、入所する子どもたちの多くは、性に関心の高い思春期の子どもたちです。そのため、子どもたちの行動の観察を把握することが必要です。また、異性の職員によるケアを行う場合の距離や居室の配置に配慮も必要です。

PTSD等の症状や訴えがある場合は、心理職員と担当者によってアセスメントが行われ、リラクゼーションなどが行われています。

職員は、性に関する子どもの発達や行動特性について理解をし、適切に対応することが望まれます。性教育に関する研修への参加や児童相談所内に配属されている保健師と検討することも方法のひとつと考えます。

5 特別なケアの実施 (2)問題行動のある子どもへの対応	評価
<b>[No.43]他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか</b>	<b>b</b>
43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている	○
<input type="checkbox"/> 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	△
<input type="checkbox"/> 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている	△
43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	○
43-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 緊急時に必要な応援体制が確保されている	○
<input type="checkbox"/> 緊急時には110番することが職員に周知されている	○
<input type="checkbox"/> 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている	△
<input type="checkbox"/> 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならぬところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている	△
<input type="checkbox"/> 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている	△
コメント	
<p>自傷行為のおそれのある子どもには、自傷行為につながる道具や物は渡さないことが原則となっています。ムダ毛処理、ひげそりのためのカミソリを使う時は、職員の目前で使用することとし、筆箱は事務室で保管されています。</p> <p>他害等の逸脱行動の対応は「緊急事案発生時の対応マニュアル」に記載されています。夜間のトラブルは一時保護課長に報告が行われ、必要なときには警察に連絡をするなど、事案の内容に応じて対応されます。</p>	

5 特別なケアの実施 (3)無断外出を行う子どもへの対応	評価
<b>[No.44]無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか</b>	<b>b</b>
44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている	○
<input type="checkbox"/> 心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	△

<input type="checkbox"/> 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	△
<b>44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか</b>	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている	△
<input type="checkbox"/> 無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない	○
<input type="checkbox"/> 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋に置いておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない	○
<b>44-3 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか</b>	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している	○
<input type="checkbox"/> 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている	
<b>コメント</b> 無断外出を行う可能性のある子どもは、入所前に把握され、解放されている玄関の施錠等の対応が検討されます。また、無断外出があった場合には、「緊急事案発生時の対応マニュアル」に基づいて対応されます。職員は、一時保護所を「出ていきたくなる場所にたくない」と考えています。そのため、無断外出の罰則等はありません。 無断外出があった場合には、保護者に連絡し、その他関係機関等には必要に応じて連絡が行われます。また、他の子どもたちへの対応については、「いなくなった子のことは話さない」ことが慣例となっています。「いなくなった子」について、子どもたちは気にしているのではないかと考えます。	

5 特別なケアの実施 (4) 重大事件に係る触法少年への対応

評価

**[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか**

**b**

**45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか**

**b**

各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている

○

事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある

○

**45-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか**

**c**

他児の生活スペースから分離されている

刺激が少ない場所にある

**45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか**

**b**

重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている

○

他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている

○

**コメント**

重大事件が発生した場合には、他児と分離し、当該児童を報道機関から守り支援する方法等について、児童相談所内で検討をされます。一時保護所では子どもの保護継続や対応が難しいことが考えられます。以前類似した事案があった時には、県全体で協議し、児童自立支援施設への一時保護委託することが申し合わされています。

評価



5 特別なケアの実施 (5)身近な親族等を失った子どもへの対応

<b>[No.46]身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか</b>		b
46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか		b
<input type="checkbox"/> 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている		△
46-2 葬儀等に参加させているか		a
<input type="checkbox"/> 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている		○
46-3 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか		c
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている		
<p>コメント</p> <p>親族の葬儀には親族の協力を得て参列できるよう配慮されています。しかし、子どもを取り返す口実として、遠方の縁者の葬儀の参加を申し出るケースもあり、慎重に協議をして対応されます。また、大切な人の死を体験した子どもがその死を悼む支援は、担当心理職員と共同し個別に取り組まれています。</p>		

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応

評価

<b>[No.47]被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>		b
47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		b
<input type="checkbox"/> 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている		○
<input type="checkbox"/> 子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている		△
<input type="checkbox"/> 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある		△
47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		b
<input type="checkbox"/> 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している		○
<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている		○
<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている		△
<p>コメント</p> <p>被虐待児のケアについては、他の子どもと同様に3人の担当で検討しながら支援が行われます。身体症状の表出や不安の亢進がみられる子どもについては、心理療法士による個別の支援や医監の診察等、専門職との連携が行われます。特に性的虐待のケースについては、対応が強化される傾向にあるようです。</p> <p>また、被虐待の子どもはわかりやすい身体症状のみでなく見えない傷つきも多くあります。施設等へ移行する場合の虐待加算は、目に見える日常の問題行動が主となります。現在の状況だけでなく、将来に渡り支援が必要な場合もあります。このような子どもについては、<u>一時保護所退所後の医療を含めた長期の見通しを持った支援の体制が必要となってきます。</u></p> <p>一時保護所を利用せざるを得ない子どもの多くは、傷付きが大きいものです。被虐待等を問わず子どもへの十分なケアが必要です。</p>		

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応	評価
<b>[No.48]障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>	<b>b</b>
48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	<b>c</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの障害の状況等に関する把握が行えている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	○
<input type="checkbox"/> 身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われている	△
<input type="checkbox"/> 身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある	△
<input type="checkbox"/> 発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある	△
<input type="checkbox"/> 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある	△
<input type="checkbox"/> 受入可否の判断基準と対応が明確になっている	△
48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	△
<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	△
<input type="checkbox"/> 個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	△
48-3 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 障害への理解を深めるための取組みがなされている	△
<input type="checkbox"/> 障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている	△
<p>コメント</p> <p>知的障害、広範性発達障害・自閉症スペクトラムの子どもが入所があります。現在、軽度難聴児の入所があり、聞こえやすいほうの耳元で話すなどの対応されています。しかし、障害によっては、一時保護所では対応できない場合があります。</p> <p>重度の身体障害で介助が必要な場合は、療育施設に委託して一時保護が行われます。個々の障害については、受診時の医師の説明や実際の生活の様子を通じて理解され、適切な支援が検討が行われます。</p>	

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応	評価
<b>[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか</b>	<b>b</b>
49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境体制があるか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	○
<input type="checkbox"/> 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある	○
<input type="checkbox"/> 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組みが行われている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている	○
<input type="checkbox"/> 受入可否の判断基準と対応が明確になっている	○
49-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	<b>b</b>

<input type="checkbox"/> 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	△
<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	○
<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	△
<input type="checkbox"/> 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリンなどの定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	○
<input type="checkbox"/> 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など）	○
<b>49-3 服薬管理や医療行為は適切に行われているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている	○
<input type="checkbox"/> 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている	○
<b>コメント</b> アレルギーや糖尿病など慢性的疾患による治療の必要な子どもの入所もあります。通常で可能なケアについては一時保護所でも実施できるよう体制を整えています。服薬の管理は、事務室に個別のホルダー作成し飲み忘れや誤りのないよう対応されています。	

6 安全対策 (1)無断外出防止及び発生時対応

評価

**[No.50]無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか**

**a**

**50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか**

**a**

<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合の対応は明確になっている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している	○
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している	○
<input type="checkbox"/> 無断外出した子どもが、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している	○

**50-2 無断外出の未然防止に努めているか**

**a**

<input type="checkbox"/> 無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている	○
<input type="checkbox"/> 保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている	○

**コメント**

無断外出を行う可能性のある子どもは、入所前に把握し日常的な玄関の施錠などの対応が検討されます。無断外出があったときには「緊急事案発生時の対応マニュアル」に基づいて対応されています。

参考[No.44]無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

6 安全対策 (2)災害時対策

**[No.51]災害発生時の対応は明確になっているか**

a

51-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか

b

- 具体的な避難計画が作成されている ○
- 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている ○
- 防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている △
- 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない ○
- 消火器及び消火栓が稼動することが確認できている ○

51-2 避難訓練を毎月 1 回以上実施しているか

b

- 避難計画に基づく避難訓練が実施されている △

51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか

a

- 緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている ○
- 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている ○

コメント

緊急時の対応については、「緊急事案発生時の対応マニュアル」が策定されています。また、毎月災害避難学習（訓練含）が行われていますが、行動を伴う避難訓練は毎月は行われていません。日頃から消火器の位置の確認や入所時には避難経路の説明などが必要です。今回、カーテンは、防火カーテンとなっていないこともありました。今後の改善を期待されます。短期間の入退所のある一時保護所においては、緊急時の安全の確保について入念に備える必要があると考えます。

6 安全対策 (3)感染症対策

**[No.52]感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか**

b

52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか

a

- 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している ○
- 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている ○
- ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組みが行われている ○

52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか

b

- 感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている ○
- 感染症が発生した場合に発症した子どもを隔離するための静養室などの設備がある ○
- 季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている（ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど） △

コメント

一時保護開始時には、子どもの健康状態や家族の健康状態を把握するよう努めています。感染症の疑いがある場合は、居室を指定し医療機関へ受診し、確認が行われます。感染症の発生防止は、手洗い、うがい、手指消毒が指導され

ています。吐物処理など感染防止のための対応やマニュアルの整備が必要です。

評価

7 質の維持・向上

**[No.53]一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか**

b

53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか

b

養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある

△

(基本的な相談援助に関する事項、養育・支援実施時の留意点、子どものプライバシーへの配慮、設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順)

リスク管理に関して定めたマニュアルがある (想定されるリスク、未然防止策と発生時の対応)

△

各マニュアルの目的に応じて活用されている (マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等)

△

53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか

b

マニュアルの内容に関する研修が実施されている

△

職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫されている

△

その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある

△

53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか

b

定期的にチェックを行う仕組みがある

△

S Vによる確認が行われている

△

マニュアル等に基づくケア等が行われている (マニュアルが形骸化していない)

△

53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか

b

必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている

△

定期的に見直しを行う仕組みがある

△

マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある (担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みなど)

△

コメント

現在、「一時保護指導員執務等手引き」、「緊急事案発生時の対応マニュアル」等が作成されていますが、運営・業務に関する基本的なマニュアルの整備が十分ではありません。特に養育方法についての原則が定められていません。

また、研修も行われていませんが、現在、県外の一時保護所の手引き等を参考に作成が予定されています。今後、運営・業務マニュアルの見直しと、緊急連絡先等必要な情報はチャート (ひとめ見てわかりやすい視覚的資料) の作成が期待されます。

7 質の維持・向上

評価

**[No.54]一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか**

b

54-1 自己評価が定期的に行われているか

a

自己評価を定期的実施している

○

54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか

c

<input type="checkbox"/> 外部評価を定期的に受けている	
54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか	b
<input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組につなげていく仕組みがある	△
<input type="checkbox"/> 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある	△
54-4 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか	b
<input type="checkbox"/> PDCA のサイクルを恒常的に実施する仕組みがある	△
<input type="checkbox"/> PDCA サイクルに基づく、質の向上を行った実績がある	△
<input type="checkbox"/> PDCA サイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組とするための工夫が行われている	△
<p>コメント</p> <p>県が行っている各職場毎の業務の進捗状況を測る「工程表」により、一時保護所の取り組みが把握されています。また、個々の職員の業務の達成の評価として「目標管理シート」が実施されています。</p> <p>今回、初めて一時保護所の第三者評価に取り組み自己評価が行われました。第三者評価の受審は全国でも先駆的な取り組みであり、高く評価されます。今後、継続的に評価が行われ、一時保護所の運営体制の透明性や支援の質の向上のほか、児童相談所の体制強化に期待されます。</p>	

#### IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

##### 1 アセスメントの実施 (1)保護開始時

評価

##### [No.55]保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

a

55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか

a

可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組が行われている

○

必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている

○

保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている

○

55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか

a

集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など）

△

保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている

○

##### コメント

子どもの家庭状況等の把握は、児童福祉司が聞き取りを行うことが原則となっています。その後、チームによる聞き取りが行われます。また、保護中の子どもへの聞き取りは、必要最小限になるよう配慮されています。健康状態等についての確認は日々の検温や視診により、異常等があれば医療機関を受診が行われます。

##### 1 アセスメントの実施 (1)保護開始時

評価

##### [No.56]関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

a

56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか

a

<input type="checkbox"/> 関係機関との総合的なアセスメントが行われている	○
<input type="checkbox"/> 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている	○
<b>56-2 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか</b>	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている	○
<input type="checkbox"/> 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている	△
<b>コメント</b> 関係機関等との情報交換や総合的なアセスメントは児童福祉司が行います。援助方針会議の前段に行われる観察会議には、一時保護所から資料として、保護中のアセスメントをまとめた「行動観察」の検討が行われます。また、援助方針会議には、一時保護所から、課長と心理療法師が参加し、結果は、課長が保護所で回覧されます。 [参照No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

評価

**[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか**

**b**

**57-1 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提にした子どもの養育・支援が行われているか**

**b**

<input type="checkbox"/> 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている	○
<input type="checkbox"/> 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている	○
<input type="checkbox"/> 援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている	○
<input type="checkbox"/> 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している	○
<input type="checkbox"/> 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている	○

**コメント**

受理会議での支援方針及びチームによる情報交換等に基づき中間会議が行われ、一時保護中の子どもの支援方針が見直されます。一時保護所のケアの基本は、集団生活での不適応や問題行動等が中心であり、個別の支援が必要な子どもには個別の支援プログラムが作成されます。

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

評価

**[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか**

**b**

**58-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか**

**a**

<input type="checkbox"/> 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている	○
<input type="checkbox"/> 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている	○
<input type="checkbox"/> 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などの関連性を吟味している	○

**58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか**

**b**

<input type="checkbox"/> 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある	○

**58-3 必要のない長期間の保護が行われていないか**

**b**

<input type="checkbox"/> 必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている	△
<input type="checkbox"/> 一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている	△
<p>コメント</p> <p>平均保護期間は15日（過去最長99日：入所予定の施設の受け入れ不可等）となっており、最近、入所期間が長くなる傾向となっています。理由として、最近の相次ぐ虐待の死亡事例等により虐待通告の増加や対応困難な事例が多くなっていると考えます。</p> <p>しかし、子どもにとって、長期間の見通しの見えない保護は、「権利の制限」「生活、学習の制限」となるばかりでなく、希望が持ちにくい生活となり、様々な問題行動につながる可能性があります。</p> <p>今後も引き続き保護期間の短縮にむけた取り組みに期待されます。</p>	

### 3 子どもの観察 (1)子どもの観察

評価

#### [No.59]一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

b

##### 59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか

b

子どもと定期的に面談等を行っている

△

種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している

○

担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている

○

##### 59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか

b

子どもの日々の様子が記録されている

△

客観的事実と所見が区分して書かれている

△

子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている

○

#### コメント

行動観察は、担当を中心に一時保護所全職員が協働しながら行い、毎日の引き継ぎで共有されています。また、担当職員と児童福祉司、心理療法士のチームにより、子どもの状況等が把握されます。

子どもの様子は、日々の業務日誌に記録されています。子どものケースファイルには、システム上全員の記録は反映していません。

参照[No.56]関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

[No.57]援助指針に沿った個別ケアを行っているか

[No.58]一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか



3 子どもの観察 (2)観察会議等の実施		評価
<b>[No.60]観察会議が適切に実施されているか</b>		a
60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか		a
<input type="checkbox"/> 子どもの状況について、職員が十分に把握できている		○
60-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討□とりまとめが適切に行われているか		a
<input type="checkbox"/> 週 1 回の観察会議を実施している		△
<input type="checkbox"/> 観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている		○
<input type="checkbox"/> 観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している		△
<input type="checkbox"/> 観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している		△
<input type="checkbox"/> 観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている		○
<input type="checkbox"/> 観察会議の結果が判定会議に提出されている		○
コメント 日々の引き継ぎの他、週に1回水曜日に観察会議が計画されています。観察会議の結果は、担当チームにより検討され判定会議に提出されています。		

1 開始手続き (1)保護開始に関わる支援・連携		評価
<b>[No.61]保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか</b>		a
61-1 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか		a
<input type="checkbox"/> 一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている		○
<input type="checkbox"/> 必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている		○
<input type="checkbox"/> 健康診断等の受診が必要な場合、受診させている		○
<input type="checkbox"/> 子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている		○
<input type="checkbox"/> その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている		○
61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか		a
<input type="checkbox"/> 日用品、着替え等をもっていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している		○
<input type="checkbox"/> 支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている		○
コメント 受理会議で一時保護の必要性を協議し、一時保護の場合には、保護者に一時保護決定通知書が渡されます。その他、必要に応じて関係機関と連携が行われます。 日用品、着替え等がない子どもについては、保護所から貸し出し及び支給されています。 参照 [No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか [No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか		

1 開始手続き (2)子どもの所持物	評価
<b>[No.62]一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか</b>	<b>b</b>
62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している	△
62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失しないよう配慮しているか	<b>b</b>
<input type="checkbox"/> 子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している	○
<input type="checkbox"/> 所持品簿を作成している	○
<input type="checkbox"/> 現金等の貴重品が適切に管理されている	○
62-3 子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 必要に応じて、保護者等に返還している	○
<input type="checkbox"/> 違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている	○
<b>コメント</b> 持ち物については、一時保護開始前に一覧表により確認が行われます。現金は総務課で保管し、その他の私物は倉庫で保管されます。しかし、子どもの人数が多いと私物の管理が困難となっています。今後の検討を期待されます。	

2 解除手続き (1)保護解除に係る支援・連携	評価
<b>[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか</b>	<b>a</b>
63-1 一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である	○
<input type="checkbox"/> 情報提供は適切なタイミングで行われている	○
63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	<b>a</b>
<input type="checkbox"/> 成育歴、強み/長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している	○
<input type="checkbox"/> その他、保護解除後にも継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である	△
<input type="checkbox"/> 施設職員や里親への情報提供は、適切なタイミングで行われている	○
<input type="checkbox"/> 保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている	○
<input type="checkbox"/> 情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している	○
<b>コメント</b> 保護解除にあたり、関係機関等に対し適切に情報提供が行われています。 参考 [No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	

## 2 解除手続き (2)子どもの所持物

評価

**[No.64]保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか**

b

## 64-1 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか

b

所持物の返還時には、受領証を徴している

△

## 64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか

a

子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者等に返還してしている

○

子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還している

○

触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している

○

権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている

○

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している

○